

官報

号外

昭和三十一年二月十七日

○第二十四回 衆議院會議録第十号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和三十一年二月十七日

午後三時開議

一 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

●本日の會議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

昭和三十一年度一般會計予算補正

(第一号)

昭和三十一年度特別會計予算補正

(特第四号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正

(機第一号)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年二月十七日 衆議院會議録第十号 憲法調査会法案の趣旨説明に対する森君の質疑

午後四時五十四分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

○議長(金谷秀次君) 憲法調査会法案の趣旨の説明に対する質疑について、前会の議事を継続いたします。

下川鐵太郎君より、病氣のため、発言を継続することを放棄する旨の申し出がありました。

森三樹二君より質疑の通告がありました。これを許します。森三樹二君。

○森三樹二君登壇

○森三樹二君 私は、日本社会党を代表いたしました。自由民主党より提案されました憲法調査会法案に対し質問せんとするものでありますが、本法案こそは明らかに再軍備のための憲法改正の前提をなすものであり、九千万国民は、ひとしく、本法案の質疑応答に

は耳をそばだてて傾聴しておるのであります。(拍手)従って、鳩山総理並びに提案者は、この際明確なる答弁をせらるるより切望してやまないものであります。

まず第一にお尋ねしたいのは、昨日、提案者の山崎君は、現行憲法は、連合国最高司令官の要請による押しつけられた憲法であり、きわめて短期間

に立案、制定されたものであるから、再検討を加えるため調査機関を設けるべきであるとの趣旨を述べられたのであります。しかしながら、私は、当時の憲法改正特別委員の一人といたしまして、現行憲法の成立に参加し、その実情をつぶさに承知いたしております。当時提出された憲法草案は、

日米の憲法学者が中心となって、世界の最高標準ともいふべき人権宣言を前文に掲げ、基本的人権についても、また、各国の憲法の最もすぐれたものをその内容としていたのであります。しか

も、われわれは、委員といたしまして十分質疑を継続し、自由なる意思をもつて原案を修正することの可能なことを確認したのであります。前文並びに第一条等に、主権在民の規定を初め、各条文中に相当の修正を加えたのであります。かくして、三月月の長きにわたって、連日慎重審議の結果、委員会並びに本會議とも、ほとんど満場一致をもって成立したのであります。この憲法を押しつけられたものと主張する自由民主党の諸君の中には、

当時の芦田委員長を初め多数の賛成者がおられたのであります。(拍手)今さらみずからの不明と欺瞞を暴露したものであり、その責任は重大といわなければなりません。(拍手)これらの諸君が憲法改正を目的として本法案の提出者あるいは賛成者となっておられるのであります。その政治責任をいかにかえられるか。これをもつてして

も、諸君は押しつけ憲法と解されるか。いな、首相並びに提案者にお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、第二点として、憲法改正の限界についてお伺いしたいのであります。提案者の山崎君は、現行憲法の、平和主義と民主主義並に基本的人権の尊重の三原則は守らなければならないと強調されておったのであります。こ

の原則こそは憲法改正の重大限界であり、この基本理念を無視した改正などは断じてあり得ないのであります。しかるに、政府与党は、再軍備のための憲法第九条の改正によって平和主義を破壊し、天皇を元首の地位に復元することによって主権在民の民主主義を否定し、さらに、勤労者の団結権を不当に弾圧するとともに、言論、集会、出版、結社の基本的人権を制限せんとしておるのであります。提案者の唱えるこの三原則は、そのみずからの手によって抹殺されんとしておるのであります。(拍手)鳩山総理並びに提案者の所信をお尋ねしたのであります。

質問の第三点は、本法案が、憲法改正を自的とし、その前提をなす以上は、明らかに憲法改正案に準すべき性格を持つておると断ぜざるを得ないのであります。従って、今回の提案が、憲法第九十六条所定の、総議員の三分の二以上の賛成を得ずして提案されたこととは、良識ある政治行動と言ふことはできないと信ずるものでござります。

(拍手)また、本法案は憲法調査会を内閣に置くことと規定しておりますが、もしかりに置くこととしたとしても、何ゆえ国民代表機関たる国会に設置しないのであるか。国民は国会を通じてその

論議を十分傾聴せんとしておるのであります。政府与党は、国民の世論と反響をおそれるの余り、かかる民主政治に逆行した調査会を設けたものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)なお、憲法調査会を内閣に置く場合におきまして、その構成人員の人選その他一切は政府与党の力に偏重し、世論を枉殺して多数横暴の結論を打ち出し、これをあたかも正当なる改正論のごとく宣伝されるおそれがあるのでございますが、その構成は実にへんばをきわめたものと考えております。これについてでも、鳩山総理並びに提案者の御所見を伺いたいのであります。

(拍手) 次に、憲法改正の基本構想について伺いたいのであります。憲法調査会を内閣に設置する以上は、一応の構想がなくてはならないと思うのであります。今回の憲法調査会設置の意図は、明らかに、憲法第九条を改正して、自衛のためと称する陸海空の自衛隊を軍隊として合法化し、重光・ダレス会談の密約した海外派兵までも可能ならしめんとするものであって、断じて許すことのできないものであります。(拍手)かの朝鮮動乱を契機といたしまして、アメリカ当局は、アジア人

にはアジア人をもつて戦わしむべしという、それこそ抑つけた憲法を制定せんとし、当時の吉田内閣は警察予備隊を作り、現在は二十数万の自衛隊に増強され、さらに、攻撃武器であるオネスト・ジョンや原子爆弾を搭載するB57までが日本に持ち込まれている現状であり、平和憲法は明らかに鳩山内閣の手によって戦争準備の憲法に切りかえられんとしているのであります。

(拍手)自由民主党の諸君の言う自主的憲法の制定とは、それこそアメリカの政策転換に左右せられたといわざるを得ないのであります。(拍手)私は、この際、憲法改正よりも、安保条約並びに行行政協定を改訂し、真に日本の自主独立を達成することが、より重大であると考えております。(拍手)今や、世界の大勢は、昨年のジュネーヴ巨頭会議以来、軍備を縮小し、原子戦争を防止して、平和共存に発展しつつあるのであります。過般、本院においても、原水爆実験の禁止の決議まで行なつて、わが国が真に平和愛好国民であることを広く世界に表明したのであります。かかるときにおいて、軍隊を合憲化し、交戦権を認めることによつて、海外派兵と原水爆使用のおそれある憲法改正は断じて許さるべきで

ないと考えるのであります。なお、この改正に伴い、徴兵制を施行せんとする意図ありやいなや、われわれは、これについても、鳩山総理、重光外相、船田防衛庁長官並びに提案者の御答弁を求めるのであります。(拍手)

なお、天皇の地位について、国の元首として旧憲法と同一の地位の復元を考へておらるるが、これこそ天皇を絶対の主権者に置きかえる危険性を包蔵するものであります。われわれは、かかる天皇主権に反対するのであります。次に、家族制度の復活が意図されているとのことですが、旧憲法下における家族制度が、個人の人權を無視し、支配者の権力保持のために作られた忠孝の美名のもとに、国民は天皇に、妻子は家長に束縛され、その結果が、一枚の赤紙による動員召集となり、あるいは人身売買ともなつて、幾多の悲劇を生んだことは周知の事実であります。(拍手)われわれは、かかる意図に対しても、総理並びに提案者の御答弁を願ひたいのであります。最後に、鳩山総理にお尋ねしたいのであります。総理は、憲法改正を早急に実現したいとの念願から、小選挙区制を施行し、与党が三分の二以上を獲得することをねらつておるのであり

ます。かかる選挙は憲政の邪道でありまして、今や、保守、革新の二大政党政治は軌道に乗らんとおるのであります。政党は堂々と政策をもつて戦うべきであり選挙戦もまた、憲法改正はか非かをもつて国民の審判を受くべきであります。金力と弾圧に都合のよい小選挙区制によつて多数を獲得せんとするがごときは、まことに卑劣きわまる手段であるといわざるを得ないのであります。(拍手)現行憲法の改正は、戦争の惨禍による大きな犠牲によつて獲得した民主主義を破壊し、天皇主権による独裁政治の復活であつて、日本民族は再び一大不幸に陥ることとは明白であります。

私は、ここに、憲法改正を前提とする本法案の撤回を要求し、悔いを千載に残さざるよう警告して、質疑を終了する次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) ただいまの森君の発言中、もし不穩当の言辞があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

山崎巖君。

〔山崎巖君登壇〕

○山崎巖君 森君の提案者に対する質問に対して御答弁を申し上げます。

私どもが憲法調査会法案を提出いたしました理由は、昨日提案の際に申し上げた通りであります。すなわち、現行憲法の多くの長所は、これを尊重擁護すべきはもとよりであります。従いまして、民主主義、平和主義並びに基本的人權の尊重の三原則を尊重、擁護することは、憲法検討の基本原則として貫きたい所存でございますので、森君のお述べになりましたような意図はないことを、重ねてここにはっきり申し上げておきます。(拍手)しかしながら、一面、現在の憲法は、昭和二十一年、占領の初期において、きわめて短期間に立案、制定せられました。また、実施の経験にかんがみましても、種々検討すべき点がありますことは、明らかに事実であります。(拍手)わが国が独立いたしました今日、これをつぶさに調査、検討しようとするにはかならずなことを、御了解を願ひたいのであります。

憲法第九条にお触れになりました御質問でございましたが、私どもが憲法の検討を必要と認めたのは、決して第九条の改正のためのみではございません。提案理由に申し上げました通りに、わが国独立の完成のためにも、国家の繁栄、国民福祉の向上のために

も、各条章にわたりまして、わが国情に照らし検討を要する点は多々あるように考えるのであります。従つて、ただいまの御懸念のように、侵略のためや海外派遣のための軍備を強化したり、昔のような徴兵制度を復活するよりなことを考えているものではございません。(拍手)もとより、ただいま御意見にごさいましたような、アメリカの要請や強圧によつて憲法を改正しようとするものではないのであります。自主独立に対するわれわれの押えがたき熱情から憲法を検討しようとするものでございします。

なお、安保条約や行政協定をやめてからでなければ憲法を再検討してはならぬといふことはあり得ないと思ひます。

森君は、また、本調査会法案を三分の二以上の議員の賛成者をもつて提案されるべきものであると主張せられましたが、私どももいたしましては、本法案の提出が国会法の要件を備えております以上、何ら差しつかえないものと考えております。

また、調査会を国会に置かずに、これを内閣に置きましたのは、委員は、提案理由に御説明申し上げましたより

に、国会議員のほか、学識経験ある者が同列として組織するのであります。調査会はこの内閣に置くことが最も適当であり、先例から見ましても、妥当なやり方であると考えた次第であります。しこうして、これを内閣に置きましたも、提案理由で申し上げました通り、広く国内の衆知を集め、自主的に、かつ民主的ルールに従つてその運営を行うようにいたしておるのであり、十分な公正な世論を反映できるものと確信をいたしておる次第であります。社会党におかれましては、本調査会をわれらとともに共通の広場として、憲法問題の検討のため欣然参加せらるることを期待いたし、かつ切に望むものであります。(拍手)

天皇制及び家族制度についてのお尋ねであります。わが自由民主党は、ただいま調査会を設けて研究調査を進めておる段階でございまして、具体的な結論を出すまでには至っておりません。しかしながら、私どももいたしましては、往時の天皇制の復活のごときは全然考慮いたしておりません。あくまでも国民主権の原則を堅持しようとするものであります。また、家族制度につきましても、旧戸主権の復活というよ

うな封建制度を決して考えておるものではないと存じます。全然さういふことは問題に相なっておりません。要は、この問題につきましても、憲法調査会において、衆知を集めて、慎重なる審議をわすれたいと存じております。

基本的な人権につきましても一言お触れになりましたが、基本的人権の尊重は、さきにも申し上げました通り、憲法検討の際、われらの持つ基本原則であります。その精神をますます徹底しようといふのがうのであります。いたずらにこれを制限するがごとき意図は断じてございせんことを、重ねて申し上げておきたいと存じます。

以上をもつて御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 森君に対する答弁は大体において山崎君がいたしましたから、私はこれを重複いたしません。ただ、特に私に、小選挙区制を憲法改正のためにとるのは不都合だといふ御質問がございましたが、選挙法改正は決して憲法の改正とは関係はございせん。(拍手)

昭和三十一年二月十七日 衆議院会議録第十号 昭和三十年度一般会計予算補正(第一号)外二件

〔国務大臣船田中君登壇〕
○国務大臣(船田中君) 森君の御質問のうち、防衛庁に關するものにつきましては答弁を申し上げます。

現行憲法第九条におきましても、自衛のために国力に相応する最小限度の防衛力を持つことは禁止いたしておりません。従いまして、現在の自衛隊が憲法違反なりという結論にはならぬと存じます。

なお、憲法第九条についての検討も、もちろん憲法調査会において行われることと存じます。その検討が行われたからといって、侵略的な軍備を持つというようなことは毛頭考えておりませんし、また、徴兵制度の問題につきましても、先ほど山崎君から御答弁のありました通りに考えております。

○議長(金谷秀次君) 外務大臣は本日病氣のため出席されておりませんので、その答弁は適當の機会に願ふことといたします。

これにて質疑は終了いたしました。昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)
昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)
昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)、昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)、昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長三浦一雄君。

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)
昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)
昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

昭和30年度一般会計予算補正(第1号)
昭和30年度一般会計予算補正
予算補正総則

第1条 既定の昭和30年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和30年度成立予算額	991,457,523,000	991,457,523,000
追 加 額	26,837,945,000	35,492,072,000
補正額	修正減少額 △ 4,981,224,000	△ 13,685,351,000
差 引 額	21,856,721,000	21,856,721,000
改 正 昭和30年度予算額	1,013,314,244,000	1,013,314,244,000

上記補正額の組織別の区分および組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分、歳出の目的別の項の区分は、別冊甲号歳入歳出予算補正による。

第2条 別冊乙号継続費補正に掲げる継続費は、その既定の年割額を同号のとおり改定する。

第3条 財政法第14条の3の規定によつて、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、別冊丙号繰越明許費補正による。

第4条 財政法第15条第1項の規定によつて、昭和30年度において、国が債務を負担する行為をすることができる事項の追加は、別冊丁号国庫債務負担行為補正による。

第5条 歳入予算補正の詳細は、別に添附する歳入予算補正明細書に掲げる。

第6条 歳出予算補正、継続費補正、繰越明許費補正および国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する各省各庁予定総費補正要求書、継続費補正要求書、繰越明許費補正要求書および国庫債務負担行為補正要求書に掲げる。

〔別冊〕

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入	
法 務 省 主 管	
(追 加 額)	
(部) 雑 収 入	857,993,000
(款) 諸 収 入	857,993,000
(項) 懲 罰 及 没 収 金	857,993,000

大 蔵 省 主 管

(追 加 額)	
(部) 租 税 及 印 紙 収 入	16,000,000,000
(款) 租 税	16,000,000,000
(項) 所 得 税	8,500,000,000
(部) 法 人 税	1,000,000,000
(款) 砂 糖 消 費 税	1,500,000,000
(項) 物 品 税	3,500,000,000
(部) 関 税	1,500,000,000
(款) 政府資産整理収入	897,913,000
(項) 国有財産処分収入	897,913,000
(部) 国有財産売却収入	897,913,000
(款) 雑 収 入	5,469,199,000
(項) 国有財産利用収入	1,585,125,000
(部) 共有船舶利用収入	479,839,000
(款) 配 当 金 収 入	112,188,000
(項) 利 子 収 入	993,098,000
(款) 諸 収 入	3,884,074,000
(項) 雑 収 入	3,884,074,000
(修正減少額)	22,367,112,000
(部) 専 売 納 付 金	4,981,224,000
(款) 日本専売公社納付金	4,981,224,000
(項) 日本専売公社納付金	4,981,224,000
大 蔵 省 主 管 補 正 額 合 計	17,385,888,000
文 部 省 主 管	
(追 加 額)	
(部) 官 業 益 金 及 官 業 収 入	405,892,000
(款) 官 業 収 入	405,892,000
(項) 病 院 収 入	405,892,000
通 商 産 業 省 主 管	
(追 加 額)	
(部) 政府資産整理収入	99,815,000

(部) 回收金等收入	99,815,000
(項) 特別会計整理收入	99,815,000
(部) 雑収入	3,000,000,000
(款) 諸収入	3,000,000,000
(項) 雑収入	3,000,000,000
計	3,099,815,000
運輸省主管	
(追加額)	
(部) 政府資産整理收入	107,133,000
(款) 回收金等収入	107,133,000
(項) 引継債権整理収入	107,133,000
歳入補正額總計	21,856,721,000
歳出	
国会所管	
(追加額)	
(項) 衆議院	79,841,000
(組織) 衆議院	
(追加額)	
(項) 參議院	51,148,000
(組織) 參議院	
(項) 參議院	130,989,000
國會所管補正額合計	
總理府所管	
(追加額)	
(項) 旧軍人遺族等恩給費	1,773,824,000
旧軍人遺族等恩給支給事務費	12,417,000
計	1,786,241,000
(組織) 北海道開発庁	
(修正減少額)	
(項) 北海道河川等事業費	60,000,000
幾奈別川総合開発事業費	70,000,000
北海道治山事業費	1,479,000
北海道土地改良事業費	87,869,000

北海道開拓事業費	61,745,000
北海道農業機械整備費	2,569,000
北海道漁港施設費	27,000,000
北海道開拓突施設費	17,040,000
計	317,702,000
(組織) 自治庁	
(追加額)	
(項) 交付税及び地方税配付金	18,090,000,000
(特別会計へ繰入)	
(修正減少額)	
(項) 災害特別地方債元利補給金	7,138,000
衆議院議員総選挙費	17,000,000
計	24,138,000
歳入補正額	18,065,862,000
總理府所管補正額合計	19,534,401,000
法務省所管	
(追加額)	
(修正減少額)	
(項) 刑務所収容費	35,000,000
少年院収容費	25,000,000
計	60,000,000
大蔵省所管	
(追加額)	
(項) 国庫受入預託金等利子	214,253,000
国債償還	1,250,400,000
政府出資金	380,000,000
国際金融公社出資金	996,840,000
日本電信電話公社交付金	897,914,000
計	3,739,407,000
(修正減少額)	
(項) 国債利子	311,100,000
国債事務取扱費	74,601,000

賠償等特殊債務処理費			▲	3,000,000,000
計			▲	3,385,701,000
差引補正額				353,706,000
文部省所管				
(追加額)				
(項) 義務教育費国库負担金	(組織) 文部本省			2,444,324,000
(修正減少額)				
(項) 公立文教施設整備費補助金		▲	313,512,000	
公立文教施設災害復旧費補助		▲	48,488,000	
計		▲	362,000,000	
差引補正額				2,082,324,000
(追加額)				
(項) 大学附属病院	(組織) 国立学校			101,380,000
文部省所管補正額合計				2,183,704,000
厚生省所管				
(追加額)				
(項) 生活保護費	(組織) 厚生本省			2,356,185,000
(修正減少額)				
(項) 水道施設整備費		▲	48,800,000	
医療施設整備補助		▲	23,369,000	
児童保護費		▲	10,831,000	
母子福祉費		▲	50,000,000	
社会保険国库負担金		▲	150,000,000	
国民健康保険助成費		▲	17,000,000	
計		▲	300,000,000	
差引補正額				2,056,195,000
農林省所管				
(追加額)				
(項) 加被青農家営農資金利子補給	(組織) 農林本省			27,036,000

(修正減少額)				
(項) 農村振興費		▲	31,860,000	
被害農家営農資金利子補給		▲	58,877,000	
農業保険費		▲	2,800,000,000	
土地改良対策諸費		▲	5,353,000	
農産物増産対策費		▲	5,255,000	
畜産振興費		▲	24,231,000	
畜産農家創設資金利子補給		▲	10,000,000	
蚕業振興費		▲	8,160,000	
土地改良事業費		▲	743,247,000	
農業機械整備費		▲	429,909,000	
農業施設災害関連事業費		▲	20,389,000	
農業施設災害関連事業費		▲	41,104,000	
耕地整備事業助成費		▲	69,309,000	
開拓突進費		▲	143,685,000	
計		▲	191,134,000	
差引補正額				4,582,313,000
(追加額)				
(項) 食糧管理費	(組織) 食糧庁			4,555,277,000
(修正減少額)				
(項) 治山事業費		▲	348,751,000	
造林事業費		▲	284,673,000	
林道事業費		▲	136,319,000	
山林施設災害関連事業費		▲	778,000	
計		▲	720,521,000	
(追加額)				
(項) 水産業振興費	(組織) 水産庁			63,500,000
(修正減少額)				
(項) 水産業振興費		▲	15,000,000	

漁業災害復旧資金融通利 子補給及損失補償	▲	27,976,000
漁港施設災害関連事業費	▲	110,497,000
計	▲	2,503,000
道引補正額	▲	155,976,000
農林省所管補正額合計	▲	92,476,000
通商産業省所管	▲	1,331,726,000
(修正減少額)	(組織) 通商産業本省	
(項) 資源開発補助	▲	230,000,000
(修正減少額)	(組織) 工業技術院	
(項) 科学技術研究助成費	▲	100,000,000
通商産業省所管補正額合計	▲	330,000,000
運輸省所管	(組織) 運輸本省	
(修正減少額)		
(項) 外航船舶建造融資利子補給	▲	127,000,000
港務事業費	▲	287,000,000
港湾施設災害関連事業費	▲	33,000,000
計	▲	447,000,000
(追加額)	(組織) 海上保安庁	
(項) 南極観測諸費	▲	53,000,000
運輸省所管補正額合計	▲	394,000,000
建設省所管	(組織) 建設本省	
(修正減少額)		
(項) 建設機械整備費	▲	62,600,000
河川等事業費	▲	856,775,000
利根川外2河川総合開発事業費	▲	194,000,000
河川総合開発事業費	▲	123,120,000
砂防事業費	▲	559,045,000

道路事業費	▲	132,000,000
都市計画事業費	▲	120,300,000
河川等災害関連事業費	▲	461,160,000
住宅施設費	▲	391,000,000
計	▲	2,900,000,000
歳出補正額合計	▲	21,856,721,000
乙号 歳入費補正	(組織) 北海道開発庁	
総務府所管		
(項) 幾春別川総合開発事業費	既 定 総 額	4,077,325,000円
内		
昭和29年度以前年割額合計		2,139,825,000
昭和30年度以降年割額合計		1,887,500,000
改定年割額		
昭和30年度		940,000,000
昭和31年度		947,500,000
(説明)		
幾春別川桂沢堰堤および岩別堰堤の築造工事等は昭和27年度より昭和31年度にわたる既定の継続費であるが、事業費の一部を後年度に繰り延べるため昭和30年度以降上記のとおり年割額を改定する。		
丙号 繰越明許費補正	総務府所管	
(組織) 自治庁		
(項) 地方財政再建促進特別措置費		
上記の経費のうち、地方財政再建便利子補給金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織) 外務本省	外務省所管	
(項) 外務本省		
上記の経費のうち、技術協力実施委託費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(項) 移民振興費		

第2条 歳入歳出予算補正の内訳は、別に添附する各特別会計歳入歳出予算計算書に掲げる。

第3条 昭和30年度特別会計予算のうち特殊物資納付金処理特別会計の分は、これに関する法律案の不成立に伴いこれを削除する。

〔別冊〕

總理府及び大蔵省所管

交付税及び釐手税配付金

通商產業省所管

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

運輸省所管

造 船 業 作 (事項)

[illegible]

昭和30年度特別会計予算補正(特第4号)

昭和30年度特別会計予算補正

預算正總則

第1条 下記各特別会計の昭和30年度歳入歳出予算補正を、別冊甲号のとおり定める。

總理村及び大蔵番所
管

大藏省所管

管 所 省 政 郵

(修正減少額)

收入 費用 資金 資產 (數)

1,672,390,000

(項) 運用利殖金収入	歳入	1,672,390,000
(追 加 額)	歳出	
(項) 他会計へ繰入		778,514,000
(修正減少額)		
(項) 預金利息		2,450,904,000
歳出		1,672,390,000

国債整理基金

(追 加 額)	歳入	
(款) 他会計より受入		1,250,400,000
(項) 他会計より受入		1,250,400,000
(修正減少額)		
(款) 他会計より受入		385,701,000
(項) 他会計より受入		385,701,000
歳入		864,699,000

出

(追 加 額)	歳入	
(項) 国債整理基金支出		1,250,400,000
(修正減少額)		
(項) 国債整理基金支出		385,701,000
歳出		864,699,000

郵便貯金

(追 加 額)	歳入	
(款) 事業収入		36,841,000
(項) 雑収入		36,841,000
(款) 他会計より受入		778,514,000
(項) 他会計より受入		778,514,000
計		815,355,000
(修正減少額)		
(款) 事業収入		774,686,000
(項) 雑収入		774,686,000
歳入		40,669,000

(追 加 額)	歳出	
(項) 支払子		219,182,000
(修正減少額)		
(項) 支払子		178,513,000
歳出		40,669,000

[報告書は会費繰上額に掲載]

昭和30年度政府関係機関予算補正(機第1号)
昭和30年度政府関係機関予算補正
予算補正総則

第1条 日本専売公社の昭和30年度収入支出予算補正を、別冊甲号のとおり定める。
第2条 収入支出予算補正の内訳は、別に添附する収入支出予算補正予定計算書に掲載する。

[別冊]

甲号 収入支出予算補正

日本専売公社
収入

(追 加 額)	収入	
(項) 事業収入		1,673,550,000
(修正減少額)		
(項) 事業収入		43,840,000
計		1,717,390,000
(修正減少額)		
(項) 事業収入		12,611,000,000
(項) 事業収入		10,893,610,000
歳入		
(追 加 額)	支出	
(項) 事業費		5,988,459,000
(修正減少額)		
(項) 事業費		3,171,198,000
計		42,898,000
(修正減少額)		
(項) 事業費		9,212,495,000
(項) 事業費		2,823,372,000
計		1,100,000,000
(修正減少額)		
(項) 事業費		3,423,372,000
(項) 事業費		5,789,123,000
歳出		

八六

もつて、特別交付金の財源として配金特別会計へ百六十億円を繰り入れ等のほか、一般交付税及び入場譲与の増額等、できるだけ財源措置を講じた、さらに、三十一年度において、地方団体側でできるだけ歳出の節減、行政機構の合理化、簡素化等、方を講じてもらうと同時に、政府においては、交付税率の引き上げ、地方財政の偏在の是正、公債費の軽減等、必要な措置を講じているのであるが、今

後においても、税制その他の面について根本的な対策を立てる所存であるというものであります。

さらに、公共事業につきましては、国の補助金負担がはなだ不十分であり、そのため地方の超過負担が累増して参つて赤字の原因をなしておるのであるが、これに対する対策いかんという質疑がございました。これに對しまして、公共事業費の削減は、個々の事業及び地方の事情を考慮した上でやっておる、年度内に消化できないものを特に繰り延べたということであり、また、補助負担額につきましても、三十一年度予算においては、補助率を増し、基準単価についても改訂を加えて適正を期したという答弁がございました。

また、この補正による予算の削減から生ずる残余事業の処理をどうするか、さらにまた、経済五カ年計画と公共事業各般の計画との関係についていかようにするかという質疑に對しましては、政府は、今回の補正によつて繰り延べた事業は、今後優先的に措置するの方途をとる、さらにまた、各種の事業計画は、経済五カ年計画との関係において十分連絡の上、できるだけ合致するように努力する、財政の許

す範囲において重点的に実施して参りたい、こういう答弁がございました。なお、旧タイ国特別円債推進償金と国債費との関係、賠償等特殊債務処理費、あるいは砂糖、バナナ等特殊物資の差益寄付金等につきましても、熱心なる論議がかわされたのでございますが、その詳細は会議録に譲ることとし、この際省略させていただきます。

本日、質疑終了後、討論、採決の結果、多数をもって本補正予算三案はいずれも政府原案の通り可決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) これより討論に入ります。北山愛郎君。

○北山愛郎君 たいは議題となりまして昭和三十一年度予算補正三案に對し、私は、日本社会党を代表して、簡潔に反対の態度を明らかにせんとするものであります。(拍手)

第一に、この三百五十四億円に及ぶ補正の性格が、一見して、当初予算の見込み違いと欠陥をこまかし切れず、しぶしぶ一部の手直しを行つた誤謬訂正の予算であることを指摘しなければなりません。(拍手)補正の内容は、災害等の新しい財政需要に應ずるものでも

なく、まして、政策の前進を示す何ものもございません。百六十億の地方財政交付金にせよ、生活保護費の不足にせよ、あるいは食糧会計の赤字にしろ、ほとんど全部が、当初予算編成の際すでに予測せられ、われわれによつて指摘されたもののみであります。

(拍手)当初予算の編成に當り、地方財政、社会保障費の増額を組みかえ要求し、あるいは臨時国会の召集を要請して補正予算の提出を求めたに對し、政府は、補正予算は出さない、一兆円のワケは守る、地方財政に赤字は出ない

と強弁しましたが、すでに補正予算は提出され、一兆円のワケは易々として破られ、権威あるべき政府の言明は次々に更改され、總理、閣僚の言葉は春の雪よりも淡く消え去り、日ソ交渉早期妥結の夢とともに行方不明にならんとすることは、まことに遺憾千万と申さなければなりません。(拍手)

上掲なければ下これにならうとか、大蔵事務当局は、過ぐる臨時国会において、地方財政と年末手当の要求に對し、財源がないと強弁し、本年度の税収は予算額を確保するのがやつとであり、自然増は出ないと言明したが、百六十億円に上る増収がこつ然として出現、計上しておる。この人を食ったや

り方を見るとときに、その場その場の言ひのがれに終始する政府官僚に對し強い不信を覚えるのは、ひとり私のみではないと思ふのであります。これに加えて、与党の予算編成に對する干渉は、政策実現の境を越え、党利党略に墮落して、足して二つに割るかと思ふと、初め増額したものを幾ばくもなく減額する等、政府の無方針に拍車をかけるがごとき事態を招来していることを見のがしてはならないと思ふのであります。今回の補正においては、公共事業費が実に六十四億円の削減となつてゐるのであります。御承知の通りに、昨年、当初予算において、自民両党の修正によつて三十億円の公共事業費が増額せられ、十二月、臨時国会では、大混亂のあけく、逆に八十八億円の減額となり、今回はそのうち二十四億円を復活するといふ、この複雑な経過を顧みるときに、ふやしたり、減らしたり、またふやしたり、千変万化、まことに端尻すべからざる政府与党の御活躍に對しては、ただただ驚嘆を禁じ得ないのであります。(拍手)

このような無方針、無定見と、足したり、割ったり、ふやしたり、減らしたりした結果が、この補正予算であり

まして、予算編成の責任者が、みずから、この補正を評して、栄養価なきうふのおからのごときものと云つたと伝え聞くのであります。まことに至言であると申さなければなりません。しかしながら、そのとうふのおからもひとしい補正の中に、われわれは重要な問題が含まれておることを感ずるのでございます。

すなわち、第一は、地方財政について、政府は、臨時特別交付金、地方交付税、入場譲与税等百九十二億を与えて、当面の対策としておるのであります。このことによる修正地方財政計画の歳入合計は九千九百八十八億、しかるに、昭和二十九年年度の地方財政歳出の決算の規模は実に一兆一千七百億円に達し、三十年年度の計画よりも一千七百億円も上回る財政規模にあることを思うときに、今次の補正における地方財政対策は一時のがれの弥縫策であり、破局に瀕した地方団体は、もはやこのような水っぽい注射では立ち直ることができないことを深く痛感するものでございます。(拍手)百六十億円の臨時地方財政交付金と並行して、おそるべき財政再建促進法が施行せられましたが、多くの地方団体は、赤字たな

上げの再建債を借りることによつて、

数年の長きにわたり準禁治産者の状態に陥ることをおそれ、法の適用をちゅうちよしている現状であります。増

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

税、行政整理、首切り、事業の中止、行政サービスの低下等の荒れ狂う中で、地方自治は深刻な苦悶に直面しておるのであります。内に毒を含むフグの刺身のような地方財政再建特別措置法と、わずか百六十億円の臨時交付金では、極度に行き詰まった地方団体の必死の努力と要望に対し、あまりにも冷淡かつ貧弱であると申さなければなりません。(拍手)

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

第二には、公共事業費の削減であります。今回の補正によって、国土保全、道路、港湾、食糧増産等の事業費は千四百九億円となり、昨年度に比し実に百十億の減額となり、また昭和三十一年度予算には千四百十九億円、すなわち減額された本年度の公共事業費とはほぼ同額が計上せられ、繰り延べと称する六十四億円は行方不明の状態にあるわけであり、鳩山内閣の最大の公約たる四十二万戸住宅政策すら、公営住宅二千戸を削減している現状であります。これらの公共事業等の著しい後退は、もはや政府与党が国土の開墾と国民福祉のための建設に対し真の熱意を失ったことを明瞭に示している

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

この国土の荒廃と生活文化の後進性が明治以来の軍国主義と戦争政策の結果であることを深く顧みるに、今日真に祖国を愛する者は、保守と革新のいずれに属するを問わず、全力を傾けて国土の平和建設にこそ立ち上るべきであると信ずるものであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

(拍手) 自衛隊をやめて平和国土の建設に改編すべきときであります。外国に軍事基地を提供し、国民の税金でその施設を負担する余裕があるならば、その金を公共事業費に回すべきでありましょう。経済の自立を達成し、独立を完成する道は、憲法の改正ではなくして、平和な貿易を拡大し、国土資源の開墾のほかにないことは、小学校の児童でも知っておるところであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

この国土の荒廃と生活文化の後進性が明治以来の軍国主義と戦争政策の結果であることを深く顧みるに、今日真に祖国を愛する者は、保守と革新のいずれに属するを問わず、全力を傾けて国土の平和建設にこそ立ち上るべきであると信ずるものであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

(拍手) 自衛隊をやめて平和国土の建設に改編すべきときであります。外国に軍事基地を提供し、国民の税金でその施設を負担する余裕があるならば、その金を公共事業費に回すべきでありましょう。経済の自立を達成し、独立を完成する道は、憲法の改正ではなくして、平和な貿易を拡大し、国土資源の開墾のほかにないことは、小学校の児童でも知っておるところであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

この国土の荒廃と生活文化の後進性が明治以来の軍国主義と戦争政策の結果であることを深く顧みるに、今日真に祖国を愛する者は、保守と革新のいずれに属するを問わず、全力を傾けて国土の平和建設にこそ立ち上るべきであると信ずるものであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

(拍手) 自衛隊をやめて平和国土の建設に改編すべきときであります。外国に軍事基地を提供し、国民の税金でその施設を負担する余裕があるならば、その金を公共事業費に回すべきでありましょう。経済の自立を達成し、独立を完成する道は、憲法の改正ではなくして、平和な貿易を拡大し、国土資源の開墾のほかにないことは、小学校の児童でも知っておるところであります。

年々二千数百億の風水害と三百億以上の火災による損失を受け、文教、交通、都市、社会福祉施設及び住宅の

交差点回復を怠り、内は国土建設のための公共事業費を削減し、建設省を廃して内政省に編入し、建設行政の後退を企図するがときは、独立の道に逆行し、国民の興望に遠くそむくものと

かような再軍備予算を続ける限り、栄業価のない、とうふのからのような補正は、今後も何回となく繰り返されるでございましょうが、しかしながら、憲法を改正し、いよいよ軍事費が大手を振ってはいり出すことになったならば、今回の補正のごときこま切れの手直し予算ですらも不可能なる事態がくるであろうということを、私は、最後に強く政府与党各位に忠告をいたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

第十五条第一項の表中

原子力委員会

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する

〔賛成者起立〕

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長山本衆吉君。

を

原子力委員会	原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
究春対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依りて究春対策に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本桑吉君登壇〕

○山本桑吉君 たいだいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、究春関係諸問題がきわめて重要であり、かつ複雑であることにかんがみまして、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に依りて究春対策に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の付属機関として究春対策審議会を新たに設けようとするものであります。

本案は、一月二十八日当委員会に付託され、二月八日政府の説明を聴取し、翌九日法務委員会と連合審査会を開き、政府に対し質疑を行なったのであります。その内容は会議録によつて御承知を願いたいと思ひます。

かくて、本日質疑を終了、討論に入

りましたが、日本社会党を代表して石橋委員より、今日政府はもはやかなうな諮問機関を設けて究春問題を調査審議せよという段階ではなく、今や究春禁止の立法をなすべきときである等の理由をあげ、本案に反対の旨を述べられました。

次いで、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、家事審判法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長高橋順一君。

家事審判法の一部を改正する法律案

家事審判法の一部を改正する法律案

家事審判法の一部を改正する法律案

家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の三條を加える。

第十五条の二 家庭裁判所は、審判

で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。

第十五条の三 家庭裁判所は、審判

で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。

第十五条の四 家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。

第二十五条の次に次の一條を加える。

第二十五条の二 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の二から第十五条の四までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。

第二十六条第二項中「前条」を「第二十五条」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 第十五条の三又は第二

十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に

従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。

調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律による改正後の家事審判法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 たいだいま議題となりました家事審判法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

家事審判法施行以来、家庭裁判所が家庭の平和と健全な親族共同生活の維持のために大きな成果をあげつつあります。ことは、周知の通りであります。

しかしながら、家庭裁判所において審判がなされ、あるいは調停が成立いたしましたとしても、これらにより定められた義務の履行が十分完全に保障されなければ、家庭裁判所に救済を求める紛争

昭和三十一年二月十七日 衆議院會議録第十号 家事審判法の一部を改正する法律案

九〇

は、終局的に解決されたとは申されません。現行法のもとにおきましては、審判、調停によって定められた扶養、財産分与その他家事債務の履行を確保する手段は強制執行でございまして。ところが、現状を見ますに、家事債務はその大部分は少額であり、また、近親者、あるいは、かつて近親の關係にあった者相互間におけるものである關係上、強制執行の手段に訴えることは、一面必ずしも實際的でなく、また、他面、感情上これを回避するの傾向を生じ、せつがく審判、調停によって義務が確定いたしましたとしても、不履行に終つてしまふ場合が少なくないのであります。このような現状に対し、家事事件を担当する家庭裁判所側、日本調停協會側及び民間各方面から、家事債務履行確保制度創設を要望する声が高くなつて参りましたので、これに應ずるため本改正案が提出されたのであります。

その骨子は、第一、家庭裁判所は家事債務の履行状況を調査し、義務者に対し義務の履行を勧告することができ、第二、家庭裁判所は財産上の給付を目的とする家事債務を履行しない者に対し、その履行を命ずることができ、この命令に従わない者には過料の制裁を課すること、第三、家庭裁判所は金銭の支払いを目的とする家事債務の履行について、義務者の申し出により、権利者に支払うべき金銭の寄託を受けることができることの三点であります。以上が提案理由の要旨であります。

さて、法務委員会におきましては、本案がわが国司法制度一般にも関連を持つ画期的にして重要な改正である点にかんがみまして、政府並びに最高裁判所事務当局に対し、終始、真摯活発なる質疑を展開し、慎重審議を重ねて参りました。また、家事審判の実務に造詣深き弁護士代表、調停員代表、社会評論家及び民法、民事訴訟法等に識見高き学者を参考人として招き、二日にわたり、それぞれ意見を聴取いたしましたのであります。

質疑応答のおもなるものを御紹介いたしますと、家庭裁判所が自分のやつた裁判をみずから執行することは、わが国裁判制度の本則を乱すものではないか、すなわち、現在の強制執行が家事債務の履行確保に適さないものであるならば、家事事件の権利者に対し、事情に応じ訴訟救助の道を講ずるとともに、簡易な強制執行制度を考へるべきではないか、また、普通の民事裁判、調停等においても、家事事件と同様、小額債権及び救助を要するものと考えられる債権者を含んでいるが、家事事件の債権についてのみかかる履行確保の制度を新設し、普通の裁判、調停等と別個の取扱いをしようとすることは、司法制度を乱すものではないかとの質問がありました。これに対し、政府より、家事事件における権利者は女性が圧倒的に多く、その対象となる金額も五万円以下という小額のものが大部分であり、また、扶養、離婚による慰謝料、財産分与等の争いが近親者間の感情問題とからんで、とくに強制執行の手続をきらう傾向が強いのが家事事件の特殊性であり、すでに、全国の家庭裁判所においては、職員の手援助という名目で債務履行の状況調査並びに勧告を実行し、また、裁判官の責任において金銭の寄託にも応じており、相当の効果を上げている実情に照らして、今般これらの点を法制化しようとしてゐるものである旨の答弁がありました。

また、調査、勧告の制度は、権利者の申し立てがなくとも職権でやれるようになっているが、乱用のおそれ等はないかという質問に対し、権利者の申し立てによることを要しないこととしたのは、手続や費用の面で権利者の負担をできる限り軽減するためである旨の政府答弁がありました。

なお、また、履行命令に従わないときは五万円以下の過料に処することにしてゐるが、命令違反があれば、過料は何回でも繰り返すことができるのか、過料の繰り返しは小額債務についてばかり生ずるおそれもあり、国家のふところをふえるだけで、債権者の保護にならぬではないかとの趣旨の質問に対し、政府より、履行命令の効果を確認するため過料制度は必要であつて、正当の事由なく命令に従わない限り、何回でも課することができ旨の答弁がありました。

次に、参考人の方々の意見を要約してみますと、家庭裁判所は非訟事件的に家事事件を処理すべきであり、身分關係の債務と一般金銭債務とは異なつた取扱いをするのが実情に適するのみでなく、それは世界の傾向であつて、今回の改正はむしろおそきに失するうらみがあるという賛成論が大部分でありました。

かくて、二月十七日質疑を終了し、討論省略の上、採決に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党から本改正案に対する修正案が提出されました。すなわち、

家事審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条の二中「家庭裁判所は、」の下に「権利者の申出があるときは、」を加える。

というのであります。修正理由は、義務履行の調査、勧告を職権のみでやることは、この際行き過ぎのきらいがありますので、権利者の申し出があつたときに初めてこの調査、勧告をするようにすべきだといふのであります。

よつて、修正案並びに修正部分を除く政府原案を一括議題とし、採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案通り修正議決せられた次第であります。

次いで、自由民主党及び日本社会党共同提案による附帯決議が提出されました。決議の内容は、

一、家事事件の小額債権については、その執行を容易ならしめ、且つ簡易化するため、政府は速かに適切な方策をたてること。

二、第二十八条の過料制度運用については、慎重を期し適正に行われよう深く留意すること。

右決議する。

というのであります。本決議案を採決いたしましたところ、多数をもって可決いたしました。

その他詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
法務大臣 牧野 良三君
大蔵大臣 一萬田尚登君
文部大臣 清瀬 一郎君
厚生大臣 小林 英三君
農林大臣 河野 一郎君
運輸大臣 吉野 信次君
郵政大臣 村上 勇君
労働大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 大森 唯男君

國務大臣 太田 正孝君
國務大臣 船田 中君
出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正巳君
外務政務次官 森下 國雄君

朗読を省略した報告

一、昨十六日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省移住局長 石井 喬
長事務代理 日本専売公 大月 高
社監理官

運輸大臣官房長 朝田 静夫
運輸省鉄道 權田 良彦
監督局長

運輸省自動車局長 山内 公猷
運輸省航空局長 林 坦

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十六日議長において承認した石井喬を同日政府委員に任命した旨、及び同日(外務省移住局長)矢口龍藏の政府委員を免じた通知を受領した。

記

一、左記の政府委員は転任、退官のため、それぞれ自然消滅になった。

運輸省鉄道 植田 純一
監督局長

運輸省自動車局長 眞田 登
運輸省航空局長 荒木茂久二
(以上二月十四日付)

労働政務次官 菊田 七平
(二月十六日付)

一、昨十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 稻富 稜人君
農林水産委員 足鹿 覺君
足鹿 覺君

予算委員 細田 綱吉君
議院運営委員 田中幾三郎君
松澤 雄藏君

一、昨十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 細田 綱吉君
農林水産委員 田中幾三郎君
稲富 稜人君

予算委員 足鹿 覺君
議院運営委員 平野 三郎君

一、昨十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

科学技術庁設置法案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

農業協同組合整備特別措置法案

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

地方行政委員会 付託

農業協同組合整備特別措置法案(内閣提出第五三号)

農林水産委員会 付託

科学技術庁設置法案(内閣提出第五一号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

一、昨十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

抑留漁船の損失補償に関する質問主意書(森本靖君提出)

昭和三十一年二月十七日 衆議院會議録第十号

九二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部
十五円
(配達料別)
発行所
東京都新宿区市谷本町一丁目一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三―五五五